

基 調 提 案

1 はじめに

同和対策審議会答申から今年で 50 年という年月が経ちました。「同和問題の解決は国の責務である」と明言したこの答申に基づいて 1969 年「同和対策事業措置法」が制定され、以後 33 年間にわたり、特措法のもとでの「同和対策事業」がすすめられてきました。答申は、「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない」と端的に言い切り、「寝た子をおこすな」の考えで、放置しておけば解消するものでないと指摘しています。2002 年 3 月末をもって、特措法は失効しましたが、1996 年に地域改善対策協議会より出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」(意見具申)を根拠として、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではない」との見解を維持しており、地方自治体も概ねその考え方を踏襲してきました。この 50 年という歳月を一つの区切りとして、この答申の内容が、いかに達成したのか、あるいはしていないのか、その認識と方向性に誤りがあったのか、なかったのか、十分に調査され、議論される必要があります。

また、2000 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定、2002 年には、「人権教育・啓発に関する基本方針」が策定され、人権教育及び人権啓発のより積極的な推進が図られています。近年では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の制定や「生活困窮者自立支援法」の施行、さらに「いじめ防止対策推進法」などによって、人権とくらしを守り人が人らしく生きる権利を保障する法の整備が進んでいます。

本研究集会は、県内外の状況を踏まえ、人権尊重社会を実現する取り組みの魅力にあふれた集会になるように、さらなる充実と発展をめざし開催します。

2 人権問題の現状

部落問題については、県、関係団体、住民などと連携を図りながら、県民運動として問題の解決に向けた様々な取組が行われていることにより、部落差別解消に向けた取り組みは前進しつつあります。が、一方では新たに以前にはなかった形態の差別事件が発生しています。いわゆる「インターネット版部落地名総監」と言われるもので、地図に自治体が同和対策事業で建設した施設の場所にマークを貼り、差別的な文書とともにグーグルマップを利用してインターネット上に掲載し、意図的に公開する行為がおこなわれ、差別を助長しています。また、「戸籍等の不正取得事件」、身元を調べることを目的に、本人がまったく知らない間に、有資格者によって戸籍謄本等が不正に取得される事件も明らかとなっています。この事件を踏まえて全国的に「本人通知制度」の導入が広まり、江府町では、

「事前登録型本人通知制度」を施行していましたが、登録者数が少ない事や、より不正取得に対する抑止力を高めるために、2016年1月から第3者が戸籍や住民票を取得した場合、犯罪であるかないかに関わらず、全住民に通知をする「本人通知制度」にかわります。

女性の人権に関しては、2010年に「江府町男女がともに輝くまちづくり条例」が制定し、「第2次江府町男女共同参画プラン」を策定して、男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを推進しています。しかし、未だ固定的性別役割分担意識等が残り、女性の社会進出を妨げています。

障がいのある人の人権に関しては、近年、さまざまな障がい者施策が推進されてきたことにより、ノーマライゼーションの理念が徐々に浸透しつつあります。また、鳥取県では、2004年10月全国初の「鳥取県手話言語条例」が制定されました。

子どもの人権を脅かす課題は、科学技術の進歩、生活の健全な利便化の中、想定外の人権問題、スマホやネット機能付きゲーム機をツールにしSNSをすることで起こるいじめや人権侵害、また、危険事象が起っています。

病気にかかわる人の人権は、病気についての正しい知識と理解が不十分なこと、病気にかかっている人及びその家族に対する人権尊重の意識が不十分なため、いまでもハンセン病回復者やエイズ感染者等の感染症患者に対する偏見や差別がみられます。

その他の人権問題として、高齢者、刑を終えて出所した人、性的マイノリティーへの偏見等、様々な人権問題があります。

今後の社会の変化に伴って、新たな人権問題にも対応するよう、すべての人の人権を尊重する視点に立って、その問題の解決に向けた取り組みを推進する必要があります。

3 人権教育、人権啓発としての発展

同和教育の中で培われた「差別の現実学ぶ」という原則を踏まえ、私たちの社会に実際に存在する差別や人権侵害と向き合い、これを人権教育・人権啓発に結びつけ多岐にわたる人権課題を解決していく必要があります。そして、すべての人の人権が尊重される社会づくり、まちづくりをめざす必要があります。

4 おわりに

差別は形を変え、今でも根強く残っています。しかも見えにくい状況です。

本日、町民総ぐるみの研究集会を開催し、一人ひとりが人権・同和問題を自分の課題としてとらえ、研修、点検、反省を繰り返し、部落差別の解消はもとより、すべての偏見や差別の解消と、人権が確立された社会の実現に向け、自らの積極的な行動を通して、この問題の早期解決を期待します。